

社会資本総合整備計画

社会資本総合整備計画の名称:

社会資本総合整備計画(地域住宅計画(秋田県八郎潟町地域))

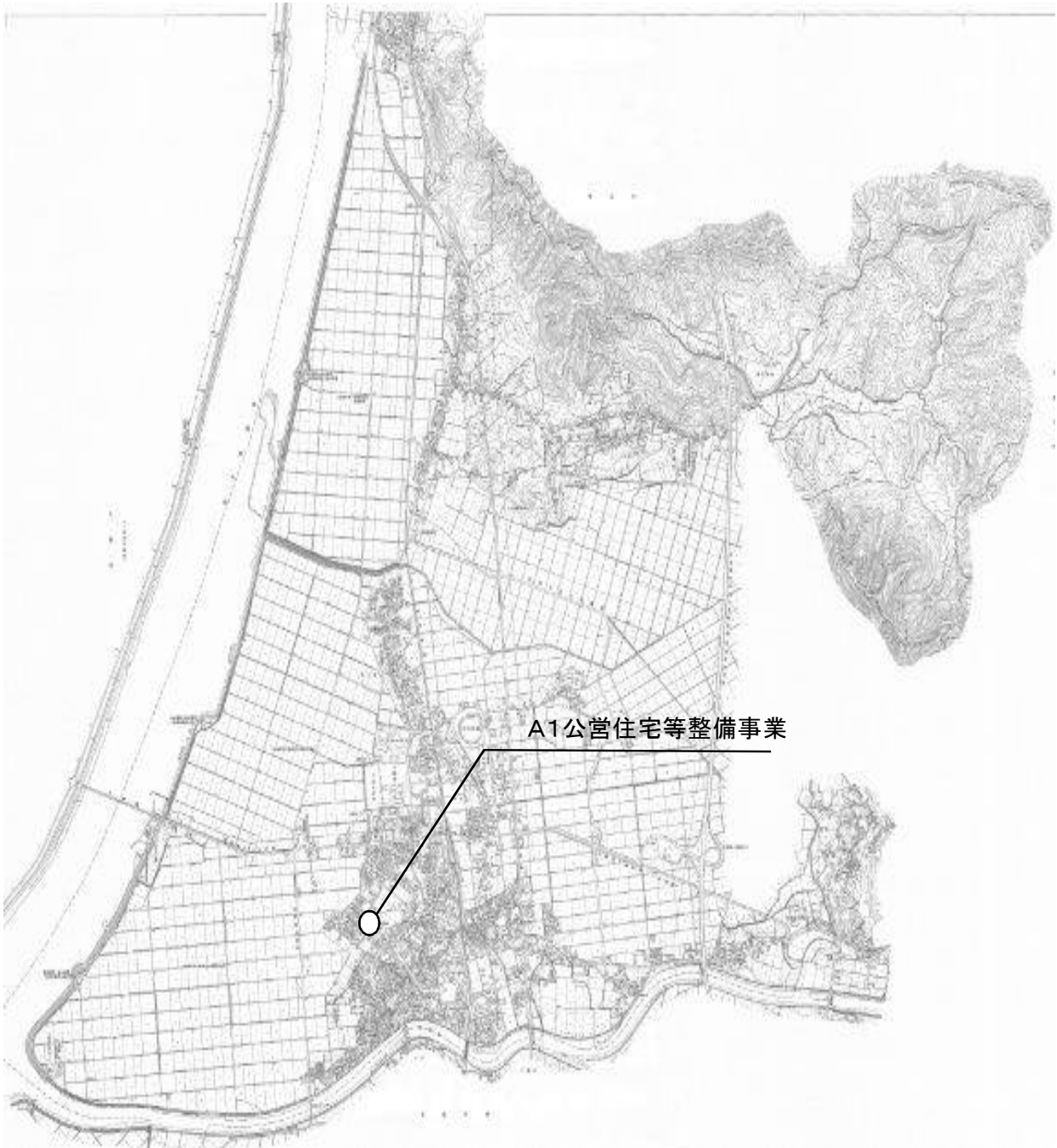
平成28年3月

社会資本総合整備計画

計画の名称		社会資本総合整備計画（地域住宅計画（秋田県八郎潟町地域））										重点計画の該当													
計画の期間		平成28年度～平成32年度（5年間）					交付対象		八郎潟町																
計画の目標		だれもが、安全で安心して暮らせる住まいづくり。																							
計画の成果目標（定量的指標）		公営住宅における耐震性が確保された住宅割合の増加																							
定量的指標の定義及び算定式		公営住宅における耐震性が確保された住宅の割合										定量的指標の現況値及び目標値		備考											
							当初現況値 (H28当初)		中間目標値 (H30末)		最終目標値 (H32末)														
							76%		82%		88%														
全体事業費		合計 (A+B+C+D)		370百万円		A		370百万円		B		-		C		-		D		-		効果促進事業費の割合		-	
交付対象事業																									
A 基幹事業																									
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市町村名	事業実施期間（年度）					全体事業費 (百万円)	備考										
									H28	H29	H30	H31	H32												
A1-1	住宅	一般	八郎潟町	直接	八郎潟町	公営住宅整備事業	中嶋団地 木造平屋 32戸	八郎潟町						370	H28～H36										
													合計		370										
B 関連社会資本整備事業（該当なし）																									
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	要素となる事業名	事業内容 (延長・面積等)	市町村名	事業実施期間（年度）					全体事業費 (百万円)	備考										
									H28	H29	H30	H31	H32												
													合計												
C 効果促進事業																									
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	要素となる事業名	事業内容	市町村名 港湾・地区名	事業実施期間（年度）					全体事業費 (百万円)	備考										
									H28	H29	H30	H31	H32												
													合計												
番号	一体的に実施することにより期待される効果														備考										
D 社会資本整備円滑化地籍整備事業																									
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (面積等)	市町村名	事業実施期間（年度）					全体事業費 (百万円)	備考										
									H28	H29	H30	H31	H32												
番号	一体的に実施することにより期待される効果														備考										

参 考 図

計画の名称	社会資本総合整備計画(地域住宅計画(秋田県八郎潟町地域))		
計画の期間	平成28年度～平成36年度	交付対象	八郎潟町



社会資本整備総合交付金チェックシート(例)

(地域住宅計画に基づく事業等タイプ)

計画の名称: 社会資本総合整備計画(地域住宅計画(秋田県八郎潟町地域)) 事業主体名: 八郎潟町

チェック欄

I. 目標の妥当性	
★①計画の目標が基本方針と適合している。	○
★②地域の住宅ストックや住環境整備の状況等、現状分析が適切になされている。	○
★③地域の住宅政策上の課題を的確に踏まえた目標となっている。	○
★④関連する各種計画(住生活基本計画等)との整合性が確保されている。	○
⑤緊急性の高い課題に取り組む内容となっている。 (該当するものに○) ア 老朽化した住宅ストックの更新 イ 安全面、衛生面等の居住環境の改善 カ 子育て世帯、高齢者、障害者等の居住の安定の確保 キ 既存住宅ストックの有効活用 ク まちなか居住の推進 ク 地方定住の推進 ケ その他(地域の実情に応じた緊急性の高い課題を記入)	○
⑥数値目標や指標を用いるなど、客観的かつ具体的な目標となっている。	○
II. 計画の効果・効率性	
★①事業内容は、計画の目標を達成する上で適切なものとなっている。	○
★②十分な事業効果が得られることが確認されている。	○
③事業効果は、数値、指標等を用いて客観的に示されている。	○
④事業の実施に当たり、福祉施策等との連携が図られている。	
⑤事業の実施に当たり、民間活力の活用が図られている。	
⑥事業効果をより高めるため、ハード事業とソフト事業を効果的に組み合わせる等の工夫がなされている。	
⑦地域の実情に応じた創意工夫に基づく事業が盛り込まれている。	
⑧地域再生計画に地域住宅交付金の活用についての記載をしており、内閣総理大臣の評価を受けている。 (評価結果として該当するものに○) ア 80点以上 イ 60~79点 ウ 60点未満	
III. 計画の実現可能性	
★①事業熟度が十分である。	○
★②計画に記載された事業に関連する地方公共団体等の理解が得られている。	○
★③地域住宅計画を公表することとしている。	○
④地域住宅協議会等、関係地方公共団体等の意見調整の場が設けられている。	
⑤計画内容に関し、住民に対する事前説明が行われている。	
⑥計画期間中の計画管理(モニタリング)体制が適切である。	

(★は必須事項)

社会資本総合整備計画
ち い き じ ゅ う た く け い か く あ き た け ん は ち ろ う が た ま ち ち い き
(地域住宅計画(秋田県八郎潟町地域))

八郎潟町

平成28年3月

地域住宅計画

計画の名称	八郎潟町地域
-------	--------

都道府県名	秋田県	事業主体	八郎潟町
-------	-----	------	------

計画期間	平成 28 年度 ~ 32 年度
------	------------------

1. 地域の住宅政策の経緯及び現況

八郎潟町は、秋田県のほぼ中央に位置し、人口約6千3百人、世帯数約2千5百世帯(平成27年3月31日現在)の地域である。面積17km²と秋田県で一番小さな町であり、町のほとんどが開けた平地であるため、積雪・自然災害が少ない地域となっている。

町は、調整湖の東部、県都秋田市からは北に30キロ程に位置しており、中心市街地は八郎潟駅前の商店街である。秋田市に近いこともあり、大規模な店舗は存在しないため、昔からの商店が立ち並んでいる住宅街でもある。JR奥羽本線と国道7号が南北に走り、東部には秋田自動車道 五城目八郎潟ICがあり、交通の便はよい。

公的賃貸住宅の整備状況は、低所得・住宅困窮者に提供している公営住宅が、簡易耐火構造2階建て64戸、木造平家99戸、町単独住宅が、木造平屋2戸の合計165戸となっており、建替え・ストックの有効活用が住宅施策として重要な事項となっている。

2. 課題

- 耐震性に問題のある住宅の更新が求められている。
- 耐用年限を向かえる町営住宅において、現在の生活水準にあった、居住環境の整備が必要。
- 高齢化・少子化が全国を上回るスピードで進み、人口減少が続いている状況にあるが、高齢者に配慮した住宅が不足している。

3. 計画の目標

○安心して暮らせる町営住宅と長期的に利用できる居住水準の確保

- ・誰もが安全で安心できる住まいづくり。
- ・自然にやさしく、環境に配慮した住まいづくり。
- ・誰でも居住の安定を確保できる住まいづくり。

4. 目標を定量化する指標等

指 標	単 位	定 義	従前値		目標値	
				基準年度		基準年度
公営住宅における耐震性が確保された住宅割合の増加	%	公営住宅における耐震性が確保された住宅の割合	76%	H27	88%	H32

※計画期間の終了後、上記の指標を用いて評価を実施する。

5. 目標を達成するために必要な事業等の概要

(1) 地域住宅計画に基づく事業(基幹事業)の概要

○安心して暮らせる町営住宅と長期的に利用できる居住水準の確保

①公営住宅等整備事業

・耐用年数が残りわずかであり、且つ現在の耐震基準、住宅整備基準を満たしていない中嶋住宅において、入居者の高齢化や生活状況を配慮した住宅の建替を行うことにより、既存入居者や町民のニーズに合った住宅を確保し、公平かつ的確に公営住宅を供給する。

(2) 地域住宅計画に基づく事業(提案事業)の概要

なし

(3) 住環境整備事業の概要

なし

(4) 関連社会資本整備事業の概要

なし

(5) 効果促進事業の概要

なし

(6) その他(関連事業など)

なし

6. 目標を達成するために必要な事業等に関する経費等

全体事業費	合計 (A+B+C)	370百万円	A	370百万円	B	0	C	0	効果促進事業費の割合 C / (A+B+C)	-
-------	---------------	--------	---	--------	---	---	---	---	---------------------------	---

A 基幹事業

A1-A:地域住宅計画に基づく事業（基幹事業）

番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	要素となる事業名（事業箇所）	事業内容・規模等	事業実施期間（年度）					全体事業費 （百万円）	備考
								H28	H29	H30	H31	H32		
A1	住宅	一般	八郎潟町	直接	八郎潟町	公営住宅等整備事業	中嶋団地 木造平屋 32戸						370	H28～H36
小計												370		

A1-B:地域住宅計画に基づく事業（提案事業）

番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	要素となる事業名（事業箇所）	事業内容・規模等	事業実施期間（年度）					全体事業費 （百万円）	備考
								H28	H29	H30	H31	H32		
小計														

A2:住環境整備事業

番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	要素となる事業名（事業箇所）	事業内容・規模等	事業実施期間（年度）					全体事業費 （百万円）	備考
								H28	H29	H30	H31	H32		
小計														
合計														

B 関連社会資本整備事業

番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	要素となる事業名（事業箇所）	事業内容・規模等	事業実施期間（年度）					全体事業費 （百万円）	備考
								H28	H29	H30	H31	H32		
合計														

C 効果促進事業

番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	要素となる事業名（事業箇所）	事業内容・規模等	事業実施期間（年度）					全体事業費 （百万円）	備考
								H28	H29	H30	H31	H32		
合計														

7. 法第6条第6項の規定に基づく公営住宅建替事業に関する事項

なし

※法第6条第6項の規定する公営住宅建替事業に関する事項を社会資本総合整備計画に記載する場合には、法第12条に規定する施行要件の特例の対象となります。

8. 法第6条第7項の規定に基づく配慮入居者及び特定有料賃貸住宅の賃貸に関する事項

なし

※法第6条第7項に規定する配慮入居者及び特定有料賃貸住宅の賃貸に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第13条に規定する特定有料賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例の対象となります。(ただし、一定の要件を満たす必要があります。)

9. その他公的賃貸住宅等の管理等に関する事項

なし

「法」とは、「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法」をいう

計画の名称	社会資本総合整備計画(地域住宅計画(秋田県八郎潟町地域))		
計画の期間	平成28年度～平成36年度	交付対象	八郎潟町

